国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和3年度) 様式

作成日 2021/10/28 最終更新日 2021/10/28

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2021年9月16日
国立大学法人名		国立大学法人埼玉大学
法人の長の氏名		坂井 貴文
問い合わせ先		学長室(TEL:048-714-2044、E-mail:senryaku@gr.saitama-u.ac.jp)
URL		http://www.saitama-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営	協議会及び監	事等の確認状況】
記載事項	更新の有無	記載欄
		【確認方法】 各委員に対し、事前に報告書を送付の上、令和3年度第2回経営協議会(令和3年9月16日開催)において、ガバナンス・コードの適合状況について説明及び意見聴取を行い、審議・了承を得た。
		経営協議会委員からの意見及び対応は以下のとおりである。
		【意見】 ・ガバナンス・コードの必要性・重要性は十分理解するが、大学の特色や社会的要請等を踏まえて実情に即した弾力的な工夫も大事であり、その工夫も期待する。 未実施の原則等への対応について、令和3年度中に実施予定の作成あるいは具体的な実施を期待する。
経営協議会による確認	更新あり	「対応】 ・ガバナンス・コードで示されている各原則は、全国立大学共通ではあるが、ご意見のとおり、それぞれの大学のミッション、目指す目標・施策は大学ごとに異なるものである。 現在、本学では2022年度からの第4期中期目標・中期計画の策定を進めている。この第4期中期目標・中期計画を効果的に実施・達成するために、大学を取り巻く環境を常に 把握しながら、弾力的な工夫を図り運営していきたい。 未実施の原則等である「多様な人材の登用・確保に関する方針」、「次代の経営人材を育成するための方針」、「経営協議会における学外委員の選考方針及び運営方法の工夫」の公表については、今年度には完了するよう準備を進めている。また、当該原則等については進捗状況を経営協議会で報告していきたい。
		【意見】 ・昨年度、「実施していない」とされた9項目のうち5項目については、迅速に対応が図られ 「実施している」に更新することができたこと、残る4項目についても、今年度中には対応できる計画とのこと、関係者の健闘に敬意を表す。 (原則3-3-4 経営力を発揮できる体制の検討)について、「埼玉大学は、大学総括理事を置いておりません。」との回答だが、『「学長選考会議において、大学総括理事を置く必要性はないとの判断から」大学総括理事を置いておりません。』とした方がわかりやすいのではないか。
		【対応】 ・未実施の原則の方針策定については、今年度には完了するよう準備を進めており、当該方針策定の進捗状況を経営協議会で報告していきたい。原則3-3-4の記載については、ご意見のとおり「埼玉大学は、大学総括理事を置いておりません。」の記載だけではわかりにくいので、「学長選考会議において、大学総括理事の設置については特に議論を行っておらず、大学総括理事を置いておりません。」と記載する。

報告していきたい。経営協議会が、より効果的・効率的な審議の場であるとともに経営協議会委員との共創の場とするため、引き続き丁寧な議論を重ねていきたい。 【確認方法】 名監事に対し、ガバナンス・コードの適合状況について、対面及びメールにて説明及び意見聴取を行い、ガバナンス・コードの適合状況について適切に説明がなされていることが確認された。 監事からの意見及び対応は以下のとおりである。 【意見】 本学の適合状況は、実施していない原則の件数は前回の9件から4件となった。実施していない残り4件については何れも今年度中に以下の対策を講じるとしており、進捗をフォローする。 ・補充原則1-4②:次代の経営人材を育成するための方針を策定し、実施状況を公表する・原則3-1-1及び補充原則3-1-1①:学外委員の選考方針を策定し経営協議会運営方法の工夫とともに公表するまた適合状況で実施している、適合しているとしながらも、今後更なる体制強化を目指して検討を重ねるとした通報窓口の外部設置や、内部統制システムに関する運用ルールの規定化等も具体化(補充原則4-2①、補充原則4-2②)して報告の内容を更新した。今年度は国立大学法人法の一部改正に伴う学長選考会議の名称変更及び権限の追加や、公的研究費の管理・監査のガイドライン改正への対応等、ガバナンス体制整備への取組強化が必要とされる新たな懸案事項も挙がっており、着実に対応して参りたい。	経営協議会による確認	更新あり	【意見】 ・内部統制の運用体制や学生の満足度把握について速やかに対応されたことを評価する。 現在、未実施の「次代の経営人材を育成するための方針」及び「多様な人材の登用・確保 に関する方針」の策定については、変化する社会に対応し、創造性あふれる人材育成や研究に取り組む上で重要なものであることから、十分な議論を踏まえて対応されることを望む。 また、経営協議会の学外委員選考方針及び運営方法の工夫についても、その策定・公表 により、経営協議会における審議のさらなる活性化に取り組まれることを期待する。 【対応】 ・ご意見のとおり、国立大学法人の法人経営において、「経営人材の育成」や「優秀で多様 な人材の登用・確保」は最も重要となるものである。特に大学は企業や官公庁とも異なる組 織であることから、大学の特色を活かし、社会的要請にも十分応えていけるような人材の登 用・育成方針を策定する。未実施の原則の方針策定については進捗状況を経営協議会で
各監事に対し、ガバナンス・コードの適合状況について、対面及びメールにて説明及び意見聴取を行い、ガバナンス・コードの適合状況について適切に説明がなされていることが確認された。 監事からの意見及び対応は以下のとおりである。 【意見】 本学の適合状況は、実施していない原則の件数は前回の9件から4件となった。実施していない残り4件については何れも今年度中に以下の対策を講じるとしており、進捗をフォローする。 ・補充原則1-4②:次代の経営人材を育成するための方針を策定し、実施状況を公表する・原則2-3-2:多様な人材の登用・確保に関する方針を策定し、実施状況を公表する・原則3-1-1及び補充原則3-1-1①:学外委員の選考方針を策定し経営協議会選営方法の工夫とともに公表するまた適合状況で実施している、適合しているとしながらも、今後更なる体制強化を目指して検討を重ねるとした通報窓口の外部設置や、内部統制システムに関する運用ルールの規定化等も具体化(補充原則4-2①、補充原則4-2②)して報告の内容を更新した。今年度は国立大学法人法の一部改正に伴う学長選考会議の名称変更及び権限の追加や、公的研究費の管理・監査のガイドライン改正への対応等、ガバナンス体制整備への			会委員との共創の場とするため、引き続き丁寧な議論を重ねていきたい。
【対応】 ご意見のとおり、実施していない4つの原則等について、今年度中に実施完了とするため、 具体なスケジュールを定めて対応するとともに、進捗状況を経営協議会で報告していくことと する。また、ガバナンス体制整備への取組強化についても、法令及びガイドラインの改正を踏まえて、適切に対応していく。		更新あり	各監事に対し、ガバナンス・コードの適合状況について、対面及びメールにて説明及び意見聴取を行い、ガバナンス・コードの適合状況について適切に説明がなされていることが確認された。 監事からの意見及び対応は以下のとおりである。 【意見】 本学の適合状況は、実施していない原則の件数は前回の9件から4件となった。実施していない残り4件については何れも今年度中に以下の対策を講じるとしており、進捗をフォローする。 ・補充原則1-4②:次代の経営人材を育成するための方針を策定し、実施状況を公表する ・原則2-3-2:多様な人材の登用・確保に関する方針を策定し、状況を公表する・原則3-1-1及び補充原則3-1-1①:学外委員の選考方針を策定し経営協議会運営方法の工夫とともに公表するまた適合状況で実施している、適合しているとしながらも、今後更なる体制強化を目指して検討を重ねるとした通報窓口の外部設置や、内部統制システムに関する運用ルールの規定化等も具体化(補充原則4-2①、補充原則4-2②)して報告の内容を更新した。今年度は国立大学法人法の一部改正に伴う学長選考会議の名称変更及び権限の追加や、公的研究費の管理・監査のガイドライン改正への対応等、ガバナンス体制整備への取組強化が必要とされる新たな懸案事項も挙がっており、着実に対応して参りたい。 【対応】 ご意見のとおり、実施していない4つの原則等について、今年度中に実施完了とするため、具体なスケジュールを定めて対応するとともに、進捗状況を経営協議会で報告していてととする。また、ガバナンス体制整備への取組強化についても、法令及びガイドラインの改正を踏
その他の方法による確認	その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コー	・ドの実施状況	
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実 施状況		埼玉大学は、各原則を(下記に説明する原則を除き)すべて実施しています。
		【補充原則1-4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針】
		埼玉大学は、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を副学長や学長補佐など、学長を
		補佐するポストに登用するなど法人経営の一端を担わせるとともに、経営マネジメント人材の育成を目
		的とした研修への参加など、経営人材の育成のための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加
ガバナンス・コードの各原則を実	T***	させることにより、早い段階から法人経営の感覚を身につけさせ、次代の経営人材を育成している。し
施しない理由又は今後の実施 予定等	更新あり	かしながら、次代の経営人材を育成するための方針について策定していないため、同原則を実施してい
17.2.3		るとは言えない。
		同原則の趣旨を踏まえ、次代の経営人材を育成するための方針を、多様な人材の登用・確保に関
		する方針(原則2-3-2)と併せて策定したうえで令和3年度中に公表し、その実現状況をフォロー
		アップすることとする。
		【原則2-3-2 多様な人材の登用・確保の公表】
		埼玉大学は、非常勤理事としてガバナンス強化を目的として法曹界経験者や、地域のより一層の活
ガバナンス・コードの各原則を実	T+- 1 12	性化と発展を目指すための産業界での十分な経験を有する外部の者を登用しているが、求める人材
施しない理由又は今後の実施 予定等	更新あり	の観点や登用の状況について、これまで公表していなかったため、同原則を実施しているとは言えない。
		同原則の趣旨を踏まえ、多様な人材の登用・確保に関する方針を、次代の経営人材を育成するた
		めの方針(原則1-4②)と併せて策定し、その人材の登用状況とともに令和3年度中に公表する。
		【原則3-1-1 経営協議会における審議の充実】
		埼玉大学は、学外委員の選考方針は定めていないが、「国立大学法人埼玉大学経営協議会規
	更新あり	則」に大学に関し広く、かつ、高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長
		が任命することを規定し、行政機関、産業界、報道機関、教育研究機関などから偏りがなくバランスに
		配慮し、学外委員を選任している。
		また、委員が役割を十分に果たすために、委員の疑問への丁寧な説明、資料の事前送付や委員か
		ら求められた際には事前説明を行うなど運営方法を工夫している。審議事項は、同規則に国立大学
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施 予定等		法人法と同様の事項を定め、議題を設定している。
		学外委員の的確な判断が可能となるよう、政策動向と本学の教育・研究等の特徴や直面する課題
		等を説明し、意見を聴く機会を設けている。
		学外委員の選考方針を定めていない、また、運営方法の工夫について公表していないことからも、同
		原則を実施していない。
		明確な学外委員の選考方針を定めていない、運営方法の工夫を公表していない理由は、その必要 性を認識していなかったためである。同原則の趣旨を踏まえ、次回選考時期である令和3年度中に学
		外委員の選考方針を策定し、運営方法の工夫とともに公表する。
		が安貞の選号が到を束定し、理呂が広の上大とともに公表する。 【参考URL】
		(国立大学法人埼玉大学経営協議会規則)
		http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/2-1-02.pdf

		【補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たす
		ための運営方法の工夫の公表】
		埼玉大学は、学外委員の選考方針は定めていないが、「国立大学法人埼玉大学経営協議会規
		則」に大学に関し広く、かつ、高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長
		が任命することを規定し、行政機関、産業界、報道機関、教育研究機関などから偏りがなくバランスに
		配慮し、学外委員を選任している。
	更新あり	また、委員が役割を十分に果たすために、同規則に国立大学法人法と同様の事項を定め、議題を
ガバナンス・コードの各原則を実		設定しつつ委員の疑問への丁寧な説明、資料の事前送付や委員から求められた際には事前説明を
施しない理由又は今後の実施 予定等		行うなど運営方法を工夫している。
JACO		しかしながら、学外委員の選考方針を定めていない、また、運営方法の工夫について公表していない
		ことからも、同原則を実施していない。
		明確な学外委員の選考方針を定めていない、運営方法の工夫を公表していない理由は、その必要
		性を認識していなかったためであり、同原則の趣旨を踏まえ、次回選考時期である令和3年度に学外
		委員の選考方針を策定し、運営方法の工夫とともに公表する。
		[参考URL]
		(国立大学法人埼玉大学経営協議会規則) http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/2-1-02.pdf
	I	history from the description of the first first from the first first first from the first first first from the first fir

【国立大学法人ガバナンス・コー		
記載事項	更新の有無	記載欄 林工士学は、其士士会より吹ける。スの実現のため、ビジュンスが燃生み/レのための2つの光中吹し11の頃
		埼玉大学は、基本方針を踏まえ、その実現のため、ビジョン及び機能強化のための3つの戦略と11の取
		を策定している。
		また、それらの策定に当たっては、学外の有識者を含んだ経営協議会委員や産業界、卒業生、自治体
原則 1 - 1		どのステークホルダーの意見を踏まえながら社会の要請の把握に努めている。
ごジョン、目標及び戦略を実現		なお、当該ビジョン及び戦略、取組を実現するためのロードマップや概要については、「埼玉大学ACTION
するための道筋		PLAN 2016-2021 として下記HPに公表している。
		このことから、同原則を実施している。
		【該当URL】
		(埼玉大学ACTION PLAN 2016-2021)
		http://p-office.saitama-u.ac.jp/action_plan/index.html
浦充原則1-2④		埼玉大学は、目標・戦略の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を公表して
目標・戦略の進捗状況と検証		ることから、同原則を実施している。
結果及びそれを基に改善に反		【該当URL】
央させた結果等		(埼玉大学教育·研究等評価室HP)
		http://hyouka.eva.saitama-u.ac.jp/kokuritu.html
		埼玉大学は、経営及び教学運営に係る各種事項の決定者や承認者、組織等の業務内容と責任者、
哺充原則1-3⑥(1)		会議での審議事項と決定プロセスなどについて法人の規則類により規定し、権限と責任を明確にして下記
経営及び教学運営双方に係る		HPにて公表している。
各組織等の権限と責任の体制		【該当URL】
		(埼玉大学HP 国立大学法人埼玉大学諸規則一覧 第2編 管理及び運営)
		http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/mokuji-n/index-2.html
		埼玉大学は、総合的な人事方針について、中期計画における『Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関
		る目標を達成するためにとるべき措置』及び『人事に関する計画』や埼玉大学ダイバーシティ宣言に定めて
		HPで公表している。
		【中期計画(抜粋)】
		□教育の実施体制と教職員の配置に関する目標を達成するための具体的措置
		(中期計画;2ページ)
		(1750日回 , 2 、 7)
		・教員採用や配置にあたっては、教員の年齢構成を平準化し、女性教員・外国人教員の割合を高めること
		はなどにより、多様な教員構成とする。(また、教育学部及び教育学研究科では、実践型教員養成機能へ
		¦ の質的転換のため、学校現場での経験者教員を20%確保する。) '
		''
	更新あり	□人事・給与制度の弾力化に関する目標を達成するための具体的措置
補充原則1-3⑥(2)		(中期計画;6ページ)
教員・職員の適切な年齢構成 の実現、性別・国際性・障がい		
の実現、圧励・国際性・障かいの有無等の観点でのダイバーシ		・となる教員としての雇用については、若手教員の雇用に関する計画に基づき、若手教員の比率が 20%を
ティの確保等を含めた総合的な		一はあるよう促進する。
人事方針		・研究力強化及び人材育成強化を一層促進するため、適切な業績評価に基づく年俸制の適用をさらに促
		進し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員については、年俸制導入等に関する計画に基づ
		」 さ、適用者の比率が 10%程度となるよう促進する。
		・
		ロスアポイントメント)等による地域企業人の登用など、人事・給与システムの弾力化を促進し、教育研究
		の活性化を図る。
		\ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
		□男女共同参画の推進に関する目標を達成するための具体的措置 (中期計画;6ページ)
		・男女共同参画等の推進に資するセミナーへの参加の促進や講演会などの取組みを実施するとともに、多
	1	'様な勤務形態の整備など女性教職員の参画拡大に向けた環境づくりを行う。
		・女性教員の採用比率を人文社会系部局においては 40%、教員養成系部局においては 30%、自然科学系部局においては 20%以上に、また、女性事務職員の採用比率を50%とする。

□人材の育成及び確保に関する目標を達成するための具体的措置 (中期計画; 7ページ)

- ・・中長期的な人材育成計画を策定し、人事交流等による経験を通じた幅広い視野の育成と大学院等での 学びによる専門性の向上に資する組織的なSD研修を実施する。
- ・役教職協働を実現・強化するため、URAなど専門的知見を有する「高度専門職」を積極的に配置するとともに、「高度専門職」の育成を促進する。

Ĺ______

・女性の管理職等への登用を推進するとともに、多様な人材のキャリアパスの確立を図る。

□『人事に関する計画』

(中期計画;11ページ)

- ① 優秀な若手教員を増員するとともに、教員の流動性向上などにより教育研究の活性化を図るため、年 俸制及び混合給与(クロスアポイントメント)の導入等を推進する。
- ② 男女共同参画等の推進のため、セミナーへの参加の促進や講演会などの取組み等を実施するとともに、多様な勤務形態の整備などワークライフバランスに配慮した職場の環境づくりを行う。
- ③ 幅広い視野の育成と専門性の向上に資する組織的なSD研修等を実施し、また、URAなど専門的 知見を有する者を積極的に配置するなど、多様な人材の確保とそのキャリアパスの確立を図って役教職協 働の実現を推進する。

補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針

更新あり

【埼玉大学ダイバーシティ宣言(抜粋)】

- 1. 多様な学問と多様な学生・教職員によって教育・研究・就労の場が構成されているという認識を全学 生・教職員が共有し、理念を実現するよう、研修等を実施し、意識啓発に努めます。
- 2. 教育・研究・就労の場に多様な人材を配置するよう、ポジティブアクション等を採用し、その実現に努めます。
- 3. 教育・研究・就労の場における制度や慣行、設備などについて意見を収集し、多様性の尊重に向けて 見直します。
- 4. 教育・研究・就労の場において多様性を尊重した環境づくりのため、あらゆる差別に抵抗します。

【該当URL】

(国立大学法人埼玉大学の中期計画)

http://www.saitama-u.ac.jp/guide/information/info/180331chuki-keikaku.pdf (埼玉大学ダイバーシティ宣言)

http://park.saitama-u.ac.jp/~kyodo-sankaku/wp/wp-content/uploads/2020/06/埼玉 大学ダイバーシティ宣言.pdf

		埼玉大学は、中期的な財務計画について、中期計画における『Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達
		成するためにとるべき措置』等において下記のとおり定め、HPで公表している。
		□外部研究資金等の増加に関する目標を達成するための具体的措置 (7ページ)
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行 う活動のために必要な支出額を		・外部資金獲得を促進するため、URAによる支援を推進するとともに、学内施設の貸付等保有資産の 有効活用等により増収を図る。 ・オープンイノベーションセンターを中心に自治体・企業・地域社会における課題やニーズの把握を積極的に
勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財	更新あり	取り組むとともに、本学の持つ研究シーズとのマッチングを図り、共同研究や受託研究等の促進を図る。
務計画		□寄附金の増加に関する目標を達成するための具体的措置(7ページ)
		・埼玉大学同窓会との連携体制を学内諸部署との協働の下に整備・強化し、企業の 役員等を務める卒業生をはじめとして、卒業生に対する広くきめ細かい広報活動を 展開する。 ・地域の企業、自治体等、多様なステークホルダーを意識し、本学の目的・計画、教育研究活動や様々
		な取組などを理解してもらうための情報発信を充実させる。
		'
		・中期目標期間を通じた人件費シミュレーションに基づき、再雇用者の活用等により、計画的かつ弾力的に人件費管理を行う。
		「一管理的経費の抑制に関する目標を達成するための具体的措置 (7ページ)
		・財務分析を行うとともに、複数年契約の推進、外部委託業務の内容の見直し、光熱水量の節減などを 行うことにより管理的経費を削減し、一般管理費比率等の抑制等を行う。
		【該当URL】 (埼玉大学の中期計画) http://www.saitama-u.ac.jp/guide/information/info/180331chuki-keikaku.pdf
		埼玉大学は、公共財としての国立大学という観点から、多様なステークホルダーに対する説明責任を果た
		していくために、「業務実績報告書」において、「次世代を担う人材を育成する『質の高い教育』を実施するた
	更新あり	めの抜本的改革」や「『質の高い教育』を支援するための教育環境の整備及び学生への支援」などの教育研
		究の成果を公表している。
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)		また、「事業報告書」及び「財務レポート」において、「事業の実施状況」や「埼玉大学の財務状況」などの
		教育研究の費用等を公表している。
		【該当URL】
		(公表内容の一例) ・業務実績報告書>○全体的な状況> I 教育研究等の質の向上の状況 (5ページ) 令和2年度報告書については6月中に作成し、国立大学法人評価委員会の評価を受審後11月下旬頃に公表予定であった。
		ង. http://www.saitama-u.ac.jp/guide/information/info/2chuki hokokusho1.pdf
		・令和元事業年度事業報告書> IV 事業の実施状況(15ページ)令和 2 年度事業報告書及び財務レポートは9月以降HPで公表予定である。
		http://www.saitama-u.ac.jp/guide/information/info/R1jigyohoukoku.pdf ・令和元事業年度埼玉大学財務レポート
		http://www.saitama-u.ac.jp/quide/information/info/R1financial-report.pdf

	1	
		埼玉大学は、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を副学長や学長補佐など、学長を補佐
		するポストに登用するなど法人経営の一端を担わせるとともに、経営マネジメント人材の育成を目的とした研
		修への参加など、経営人材の育成のための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させることによ
補充原則 1 - 4② 法人経営を担いうる人材を計		り、早い段階から法人経営の感覚を身につけさせ、 <u>次代の経営人材を育成している。</u>
法人栓呂を担いつる人材を計 画的に育成するための方針	更新あり	しかしながら、次代の経営人材を育成するための方針について策定していないため、同原則を実施している
		<u>とは言えない。</u>
		同原則の趣旨を踏まえ、次代の経営人材を育成するための方針を、多様な人材の登用・確保に関する方
		針(原則2-3-2)と併せて策定したうえで令和3年度中に公表し、その実現状況をフォローアップすることと
		<u> </u>
		学長は、理事や副学長等の学長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意
		思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。また、埼玉大学長は原則1-4で示した「長期的
原則 2 - 1 - 3		な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組み」を行っている。
理事や副学長等の法人の長を		さらに、各補佐人材の責任・権限等を「国立大学法人埼玉大学役員規則」「国立大学法人埼玉大学副
補佐するための人材の責任・権 限等		学長に関する規則」において公表していることから、同原則を実施している。
		【該当URL】 (国立大学法人埼玉大学役員規則)
		http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/7-1-1-01.pdf
		(国立大学法人埼玉大学副学長に関する規則)
		http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/7-1-1-13.pdf 埼玉大学は、法人の重要事項を検討・討議し、学長の意思決定を支え、適正な経営を確保するため、学
		 長、理事で組織する役員会を原則月1回、必要に応じて臨時で開催し、適時かつ迅速な審議を行ってい
		ි බං
原則 2 – 2 – 1 役員会の議事録	更新あり	 審議事項は、「国立大学法人埼玉大学役員会規則 に国立大学法人法と同様の事項を定めている。議
仅貝立の選手政		事要録はホームページに掲載し公表している。このことから、同原則を実施している。
		「該当URL」
		(埼玉大学HP 役員会各年度議事要録)
		http://www.saitama-u.ac.jp/guide/disclosure/kaigi/yakuinkai/
		埼玉大学は、非常勤理事としてガバナンス強化を目的として法曹界経験者や、地域のより一層の活性化
原則2-3-2	更新あり	と発展を目指すための産業界での十分な経験を有する外部の者を登用しているが、 <u>求める人材の観点や登</u>
外部の経験を有する人材を求 める観点及び登用の状況		用の状況について、これまで公表していなかったため、同原則を実施しているとは言えない。
		同原則の趣旨を踏まえ、多様な人材の登用・確保に関する方針を、次代の経営人材を育成するための方
		針(原則1-4②)と併せて策定し、その人材の登用状況とともに令和3年度中に公表する。
		埼玉大学は、学外委員の選考方針は定めていないが、「国立大学法人埼玉大学経営協議会規則」に
	更新あり	大学に関し広く、かつ、高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命することを担実し、行政機関、産業国、起送機関、教育研究機関がどれら信仰がおくば言いてに記慮し、学は系見
補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る 選考方針及び外部委員が役 割を果たすための運営方法の 工夫		とを規定し、行政機関、産業界、報道機関、教育研究機関などから偏りがなくバランスに配慮し、学外委員を選任している。
		また、委員が役割を十分に果たすために、同規則に国立大学法人法と同様の事項を定め、議題を設定し
		つつ委員の疑問への丁寧な説明、資料の事前送付や委員から求められた際には事前説明を行うなど運営
		方法を工夫している。
		しかしながら、学外委員の選考方針を定めていない、また、運営方法の工夫について公表していないことか
		らも、同原則を実施していない。
		明確な学外委員の選考方針を定めていない、運営方法の工夫を公表していない理由は、その必要性を
		認識していなかったためであり、同原則の趣旨を踏まえ、次回選考時期である令和3年度に学外委員の選
		考方針を策定し、運営方法の工夫とともに公表する。
		[参考URL]
		(国立大学法人埼玉大学経営協議会規則)
i .	ĺ	http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/2-1-02.pdf

	埼玉大学は、学長選考会議が学長に求める資質・能力を「国立大学法人埼玉大学学長選考基準」に
	定め公表している。また、学長候補者の選考方法等は、「国立大学法人埼玉大学学長選考規則」「国立
	大学法人埼玉大学学長選考規則実施細則」に定め、学長選考会議において、面接審査若しくは教職員
	からの意向聴取の実施を決定することを可能とするなど、主体的に選考する仕組みを構築するとともに、選考
	理由と過程は公表することを規定し、選考結果とともに公表していることから、同原則を実施している。
補充原則 3 – 3 – 1 ①	
法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	【該当URL】
未、	(国立大学法人埼玉大学学長選考基準)
	http://www.saitama-u.ac.jp/quide/pdf/gakutyousenkou160121.pdf (国立大学法人埼玉大学学長選考規則)
	http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/7-1-1-08.pdf (学長選考会議における選考過程(議事要録))
	http://www.saitama-u.ac.jp/guide/disclosure/kaigi/gakutyousenkou/
	(直近の選考結果、選考理由)
	http://www.saitama-u.ac.jp/news_archives/20191212kouji.pdf 埼玉大学は、「国立大学法人埼玉大学学長選考規則」において、学長候補者の選考時期を定め、学長
	の任期が満了するときは3ヶ月前までに、辞任、欠員、解任の際は速やかに行うこととし、学長選考会議に
補充原則 3 - 3 - 1 ②	おける適切な検討期間を設けることとしている。
法人の長の再任の可否及び再 任を可能とする場合の上限設	また、学長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無については、同規則に定め、公表し
定の有無	ている。このことから、同原則を実施している。
	【該当URL】
	(国立大学法人埼玉大学学長選考規則)
	http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/7-1-1-08.pdf
原則3-3-2	埼玉大学は、学長選考会議が学長解任の手続きを「国立大学法人埼玉大学学長解任規則」に定め、
法人の長の解任を申し出るため	公表していることから、同原則を実施している。
の手続き	【該当URL】
	国立大学法人埼玉大学学長解任規則)
	http://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/7-1-1-11.pdf
	埼玉大学は、学長の業績評価の実施時期及び対象期間、実績評価の評価項目、業績評価の評価方
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	法、業績評価の結果の通知及び公表に関する事項を「国立大学法人埼玉大学学長選考規則実施細
	則」に定め、学長の業務執行状況について、その任期の途中における評価(中間評価)を行い、その結果
	を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表する仕組みを構築
	し、学長の業績評価の結果を公表していることから、同原則を実施している。
	【該当URL】
	(埼玉大学HP 学長の業績評価の結果の公表)
Em o o	http://www.saitama-u.ac.jp/guide/information/info/
原則3-3-4 大学総括理事を置く場合、その 検討結果に至った理由	更新あり 埼玉大学は、学長選考会議において、大学総括理事の設置については特に議論を行っておらず、 <u>大学総</u> <u>括理事を置いておりません。</u>

		埼玉大学は、地域の発展のために本学の教育活動・研究活動・社会連携活動をホームページや広報誌
		などで公表し透明性を確保している。また、経営、教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すため
		の内部統制の仕組みを組織の概要として整備し、ホームページで公表している。
		また、内部統制の基本的要素である統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリン
		が、ICTへの対応等に関する業務を規定した規則を令和3年4月に施行し、運用体制を同年5月にホー
 基本原則4及び原則4-2		ク、1CIハの対応等に関する未務を発足した税則を下相3 キキ月に爬10、運用体制を向4 3 月にハームページで公表した。このことから、同原則を実施している。
内部統制の仕組み、運用体制	T+5+10	は 「該当URL」
及び見直しの状況	更新あり	List HORE」 (埼玉大学HP 教育、研究、社会連携・地域貢献、広報誌、組織の概要)
		(埼玉人子DP 教育、研九、社会建筑、地域貝閣、仏教誌、組織の概要) http://www.saitama-u.ac.ip/education/index.html
		http://www.saitama-u.ac.jp/research/index.html
		http://www.saitama-u.ac.jp/society/index.html
		http://www.saitama-u.ac.jp/guide/publicity/ http://www.saitama-u.ac.jp/guide/information/outline
		(埼玉大学HP大学概要情報公開内部統制システム)
		http://www.saitama-u.ac.jp/guide/disclosure/internal control system/
		埼玉大学は、国からの運営費交付金の財政基盤について、ホームページで公開し透明性を確保している。
		また、法人経営、教育・研究・社会貢献活動についてもホームページで様々な情報を公開していることか
		ら、同原則を実施している。
		【該当URL】
		 (埼玉大学HP 教育、研究、社会連携・地域貢献、広報誌、組織の概要)
		http://www.saitama-u.ac.jp/education/index.html
		http://www.saitama-u.ac.jp/research/index.html
		http://www.saitama-u.ac.jp/society/index.html
		http://www.saitama-u.ac.jp/guide/publicity/
		http://www.saitama-u.ac.jp/guide/information/outline
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会		また、法令に基づく情報公開では、【1】学校教育法及び同法施行規則に規定する自己点検・評価結
	更新あり	果、【2】教育研究活動等(教員養成状況)の状況、【3】独立行政法人等の保有する情報の公開に
わかりやすく公表する工夫		関する法律に規定する各種情報、【4】公文書等の管理に関する法律に規定する保有する法人文書の一
		覧、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報ファイル簿、行政手
		 続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する特定個人情報保護評価
		 等をホームページで公表している。
		【該当URL】
		【1】(埼玉大学 教育・研究等評価室HP)
		http://hyouka.eva.saitama-u.ac.jp/index.html
		【2】(埼玉大学HP 教員養成状況の情報の公表)
		http://edu-info.saitama-u.ac.jp/13_kyoin/index_01.html 【3】(埼玉大学HP 中期目標・中期計画、年度計画、財務・評価に関する情報)
		National Artificial Artificia
		【4】(埼玉大学HP 法人文書の開示・個人情報)
		http://www.saitama-u.ac.jp/guide/disclosure/information/
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方		埼玉大学は、多岐にわたるステークホルダーごとにホームページ上で研究関係、入試関係、イベント関係等
		に区分けを行い、各ステークホルダーに適した本学の情報公開を行っていることから、同原則を実施している。
		【該当URL】
法による公表の実施状況		 (埼玉大学HP お知らせ新着情報一覧、イベント新着情報一覧)
		http://www.saitama-u.ac.jp/info_archives/index.html
		neep // / mo and

		埼玉大学は、学生が享受できた教育成果を広く社会に情報を発信するために、ホームページの「中期目
		標・中期計画、年度計画、業務・財務・評価に関する情報」で、学部・研究科等の教育に関する現況分析
		結果、学部・研究科等の研究に関する現況分析結果を、「教育情報の公表」で本学の教育研究上の目
		標・3 つのポリシー、学生の進学・就職状況、及び「卒業・修了時満足度調査」を公表している。
		学生の満足度把握については、教育の質の向上を目的として、2020年度卒業者・修了者に対し満足度
		調査を実施し、調査結果を分析・公表していることから、同原則を実施している。
		【該当URL】
補充原則 4 - 1 ②		(埼玉大学HP 中期目標期間の評価結果 学部・研究科等の教育に関する現況分析結果)
学生が享受できた教育成果を		http://www.saitama-u.ac.jp/guide/information/info/2chuki kekka2.pdf
示す情報	更新あり	(埼玉大学HP 中期目標期間の評価結果 学部・研究科等の研究に関する現況分析結果)
カ 、 9 1日 + 以		http://www.saitama-u.ac.jp/guide/information/info/2chuki kekka3.pdf
		(埼玉大学HP 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー))
		http://edu-info.saitama-u.ac.jp/01 gakuijyuyo/index.html
		(埼玉大学HP 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー))
		http://edu-info.saitama-u.ac.jp/02 kyoikukatei/index.html
		(埼玉大学HP 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー))
		http://edu-info.saitama-u.ac.jp/02 kyoikukatei/index.html
		(埼玉大学HP 入学者数、卒業者数、卒業後の進学・就職状況等)
		http://edu-info.saitama-u.ac.jp/08_nyutosotu/index.html
		(2020年度卒業者・修了者対象「卒業・修了時満足度調査」)
		http://edu-info.saitama-u.ac.jp/16 sotsugyo manzoku/doc/2020manzokudo.pdf
		- ぬ土になけ 笠の口左士で桂扣の八眼に眼士で土/中笠つつ々に担告士で持ち
法人のガバナンスにかかる法令 等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報
		【該当URL】
		(埼玉大学HP 中期目標・中期計画、年度計画、業務・財務・評価に関する情報)
		http://www.saitama-u.ac.jp/guide/information/info/